

混雑を避けるなら

早めがねらい 申告相談会

平成21年中の所得等にかかる市県民税の申告期間は、土日を除く2月16日(火)から3月15日(月)です。毎年、申告期間が終了に近づくると大変混雑しますので、お早めの申告相談をおすすめします。

期間前の申告相談会を左表のとおり開催します。いずれの会場へお出掛けいただいても構いません。また、営業、農業、不動産などの所得がある人は申告前に収支内訳書の作成が必要になりますので、お早めにご準備ください。申告相談会の詳細は1月20日発行の「広報あづみの」に掲載します。

●期間前の市県民税申告相談会(予定)

会場	期間
穂高総合支所 大会議室	2月1日(月)～15日(月) (土日祝日を除く)
堀金総合支所 別館大会議室	2月1日(月)～5日(金)
明科総合支所 2階大会議室	2月8日(月)～15日(月) (土日祝日を除く)

所得税の還付申告もお早めに!

給与所得者が年の中途で退職し、その後年末調整を受けなかったり、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受けることで源泉徴収された所得税が還付になる人は、1月4日(月)から松本本務署で還付申告ができます。

市県民税の住宅ローン控除の仕方

平成11年～18年までの間に新築住宅に入居し、所得税の住宅借入金等特別控除が引ききかれていない人は、翌年度の市県民税から控除することが出来ます。この適用を受けるためには給与所得の年末調整を行うか、確定申告を行う必要があります。いずれの申告においても「居住開始年月日」の記載が必要です。平成21年度税制改正に



年末調整のみで確定申告をされない場合は源泉徴収票(給与支払報告書)の摘要欄の「住宅借入金等特別控除可能額」および「居住開始年月日」の記載が必要です。

より「市県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」による市への申告は原則、不要となりました。

また、平成21年以降に住宅に入居した人で、所得税の住宅借入金等特別控除が引ききかれていない人は、翌年度の市県民税から控除することが出来る制度が新たに創設されました。平成21年分については所得税の住宅借入金等特別控除の確定申告が必要となります。10月21日発行「広報あづみの」21ページをご覧ください。

○市県民税申告に関するご相談

■市県民税の住宅ローン控除に関するご相談

■市民税課

(TEL72・3111 FAX72・8340)

○所得税の還付申告に関するご相談

岡松本務署(TEL32・2790)

市税等のお支払いは

身近で便利なコンビニ納付を!

曜日や時間を気にすることなく市税の納付ができるのがコンビニ納付。4月から金融機関および各総合支所の窓口に加え、コンビニエンスストアでも市税の納付ができ、とても便利になりました。

●コンビニ納付ができるのは

▽市県民税(普通徴収分)▽固定資産税▽軽自動車税▽国民健康保険税 ※手数料は掛かりません。

●コンビニ納付できない納付書は

▽納付書にバーコードが印刷されていないもの。(平成21年3月以前に発行した納付書・催告書等)▽納付書に記載された取扱期限(各納期の末日から1カ月を経過した日)を経過したもの。

※このような場合は、最寄りの金融機関または各総合支所の窓口で納付いただくか、コンビニ納付ができる納付書を再発行しますので、収納課までご連絡ください。

便利な口座振替にしませんか

忙しくて窓口で納付できない人には、納め忘れのない口座振替をお勧めします。指定した預金口座

から自動的に払い込まれますので、納期のために納付に行く必要がありません。安心、安全で大変便利です。ぜひご利用ください。

●申し込み 口座振替依頼書に必要事項を記入し、預金通帳、届出印、市税等の納付書を持参のうえ、預金口座のある金融機関が各総合支所の窓口、または、市役所担当課窓口へ提出してください。

口座振替にしている皆さんへ

現在、市税等の口座振替を利用して、次の変更があった場合は、変更・解約の届け出が必要です。ので収納課までお申し出ください。

- ▽納税・納入義務者が死亡した場合
- ▽婚姻・離婚等で氏名が変更した場合
- または相続等で名義変更があった場合
- ▽国民健康保険の加入世帯で、世帯主が変更した場合
- ▽預金口座・預金名義・口座番号等の変更、または通帳を解約した場合

市税等特別休日窓口の開設

市では、歳末市税等納税促進強化期間(11月16日～12月31日まで)に合わせて、「市税等特別休日窓口」を次の日程で開設します。平日仕事などの都合により市役所(総合支所)に向いて市税等の納付および納税相談ができない人はご利用ください。

●日時 12月27日(日)

午前9時～午後4時まで

●場所 豊科総合支所および穂高総合支所地域支援課税務会計係

○コンビニ納付に関するご相談

岡松本務署(TEL72・3111 FAX72・8340)

電子証明書の予約発行 手続きはお早めに

始める前に電子証明書が必要です



e-Tax(国税電子申告・納税システム)は、自宅から所得税などの申告を行うことができます。申告では一定の書類の添付が不要になるほか、初回に限り最高5000円を所得税額から控除することができます。電子申請をする際は、公的個人認証サービスを利用するための申請者の本人確認(電子証明書)が必要となります。電子証明書は住民基本台帳カードに格納して交付します。確定申告期間が近づくこと、交付窓口が大変込み合い、長時間お待たせすることとなります。

そこで、電子証明書をスムーズに交付するため、一定期間「予約発行」を実施します。お急ぎの皆さまには、ご不便をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願いします。

●予約期間 1月4日(月)～3月15日(月)

●予約方法 各総合支所内市民福祉課窓口で申請してください。

●受付時間 午前9時～午後5時 ※時間外・土日・祝休日の受け付けはできません。

●電子証明書発行に必要なもの
・住民基本台帳カード(カードをお持ちでない場合は、別途交付申請が必要です)

・顔写真付の本人確認書類(運転免許証・パスポートなど)
・電子証明書発行手数料500円

●サービスを利用する場合は

▽インターネットが利用できる環境のパソコンにICカードリーダー(別売)を接続します。次に、利用者クライアントソフトを公的個人認証サービスポータルサイトからダウンロードします。

▽公的個人認証サービスの各種情報や、利用に必要なICカードリーダーなどの内容は、左記ポータルサイトをご覧ください。(URL: <http://www.jpki.go.jp/>)

○電子証明書の予約発行のご相談

■市民税課

(TEL82・3131 FAX82・6622)

○e-Taxに関するご相談

岡松本務署(TEL32・2790)